学校図書館法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○学校図書館法(昭和二十八年法律第百八十五号)

(傍線部分は改正部分)

合的計画を樹立すること。	努めなければならない。その設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるよう(設置者の任務)	(学校司書) (学校司書) (学校司書)	改正案
一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。 (国の任務)	努めなければならない。その設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに第六条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるよう(設置者の任務)	(新設)	現行

び勧告を与えること。	一 学校図書館の設置及び運営に関し、
	専門的、
	技術的な指導及

三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のた め必要と認められる措置を講ずること。

二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、 び勧告を与えること。 技術的な指導及

三 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため 必要と認められる措置を講ずること。